

(公印省略)

7大木地第6号
令和7年4月11日

区長各位

大木町長 広松 栄治
(地域づくり課)

コミュニティ施設整備補助金に係る事前要望調査票の提出について

陽春の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から行政運営に対し、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、コミュニティ施設整備補助制度は、身近なコミュニティである地区や公民館におけるまちづくり活動を行う上で、必要とされる備品の購入やコミュニティ施設の建設・改修を支援するものです。

町では、自治活動を行う上で、地域におけるまちづくり活動の活性化と社会教育の充実を図るために、毎年度、各地区の要望を調査しております。

つきましては、各補助制度の申請を要望される場合は、下記により要望調査票を提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となる団体 自治区または公民館 単位
2. 提出期限 令和7年5月15日(木)
3. 提出書類

- ①大木町コミュニティ施設整備補助金 事前要望調査票
- ②調査票に添付する書類(事前要望調査票に記載しています)

※応募多数の場合は、別添資料に記載した優先順位をもとに申請できる地区を決定します。

※結果については、5月下旬に地区の代表者へご連絡いたします。

4. 提出先 大溝コミュニティセンター
大莞コミュニティセンター
木佐木コミュニティセンター(大木町図書・情報センター内)

5. 問合せ先

大木町役場 地域づくり課協働推進係 田中・石橋
TEL 0944-32-1047(直通) 大木町図書・情報センター

令和7年度 コミュニティ施設整備補助制度(概要)

(1) 備品購入

※既に交付を受けている場合は、原則として5年間要望調査票を提出できません。

※要望調書の有効期限は1年です。(宝くじ、町補助の同時要望は可とします。)

補助の種類	1. 宝くじ補助金	2. 大木町補助金
補助額	助成額は100万円以上250万円までで10万円未満は切り捨て(自己負担)となります。 補助率100% <u>希望する地区は、事前にご相談ください。</u>	補助率:1/2以内 補助対象経費の1/2または100万円のいずれか低い額 ※補助対象経費10万円以上
対象となる備品	エアコン、テレビ(テレビ台)、冷蔵庫、音響設備、放送設備など	机・椅子など
実施年度	令和8年度実施分 →R8.4月以降の実施になります。	令和7年度実施分 →本年5月以降の実施になります。
備考	※自治総合センターの実施要項に基づく実施となります。 ※補助申請地区選定後、申請書類の提出が必要です。 ※宝くじ補助金は、 採択されない場合もあります 。県からの補助決定通知は令和8年3月末予定。	※補助地区選定後、申請書類の提出が必要です。 ※台風・地震等の災害保険代が請求できるときは、その金額を除いた額が補助対象経費となります。 ※補助対象経費は、予算の範囲内となります。
採択優先順位	要望地区が複数で予算額以上の申請があった場合、以下の順で優先順位を判断します。 ①今まで採択のなかった地区 ②前年度に宝くじ補助金の申請を行い、県の採択がなかった地区 ③累計補助額が少ない地区(建築改修工事の費用を除く) ④上記同数の場合は抽選 ※補助金採択後15年経過で、採択数、累計補助額はリセットします。	

(2) 小規模改修工事

※既に交付を受けている場合は、原則として5年間要望調査票を提出できません。

※要望調書の有効期限は1年です。

補助の種類	3. 大木町補助金
補助額	補助率:1/2以内 補助対象経費の1/2または100万円のいずれか低い額 ※補助対象経費は10万円以上300万円以下
対象となる工事	300万円以下のコミュニティ施設の改修工事
実施年度	令和7年度実施分 ※補助地区選定後、申請書類の提出
採択優先順位	(1) 備品購入と同様

(3) 新築・大規模建築改修工事 ※宝くじ、町補助の同時要望は不可

※コミュニティ施設を下記補助金又は他の補助金で建替えた場合（300 万円以上の大規模改修、増改築を含む）、15 年間は要望調査票を提出できません。

※要望調書の有効期限は 1 年です。

補助の種類	4. 宝くじ補助金	5. 大木町補助金
補助額	補助対象経費の 3/5 以内に相当する額。上限 2,000 万円。	補助対象経費の 3/5 以内に相当する額。上限 1,000 万円。
対象となる工事	施設の新築または大規模修繕、それに伴う附帯設備、備品購入費用、設計・工事監理業務委託費。 ※工事費用には、浄化槽設置費用も含める。 ※用地取得費用、造成費用、既存施設又は設備等の修理、修繕、解体・撤去費用、 <u>外構工事</u> に要する費用は除く。	300 万円を超える施設の新築、改修工事、それに伴う附帯設備、机、椅子等の購入費用。 ※用地取得費用、造成費用、既存施設の解体・撤去費用、 <u>浄化槽設置費用</u> は除く。
着工年度	<u>令和 8 年度着工分</u>	<u>令和 8 年度着工分</u>
備考	※補助申請地区選定後、申請書類の提出が必要です。 ※建物の保存登記が必要です。（地縁団体の認可も必要です。） ※土地の所有者が異なる場合は、承諾書等が必要です。 ※宝くじ補助金は <u>採択されない場合もあります</u> 。	※補助地区選定後、申請書類の提出が必要です。 ※土地の所有者が異なる場合は、承諾書等が必要です。
採択優先順位	要望地区から複数申請があった場合、以下の順で優先順位を判断します。 ①今まで採択のなかった地区 ②前年度に宝くじ補助金の申請を行い、県の採択がなかった地区 ③上記同数の場合は抽選	

令和7年 月 日

大木町長 様

自治区・行政区・公民館名

代表者名

(連絡先：)

令和7年度大木町コミュニティ施設整備補助金 事前要望調査票

1. 事業の種類 (該当事業番号に○印を付すること。)

(1) 備品購入 ※1と2の同時要望は可

1	◎宝くじ補助 補助額：1地区100万円から250万円まで (10万円未満は切り捨てで申請地区の負担) 【エアコン・テレビ・冷蔵庫・音響設備・放送設備など】
2	◎大木町補助金 補助率：1/2以内 補助額：補助対象経費の1/2または100万円のいずれか低い額 【机・椅子類】※補助対象経費10万円以上

(2) 小規模改修工事

3	◎大木町補助金 ※補助対象経費は10万円以上300万円以下 補助額：補助対象経費の1/2または100万円のいずれか低い額
---	---

(3) 新築・大規模改修工事 ※4と5の同時要望は不可

4	◎宝くじ補助 補助額：補助対象経費の3/5以内に相当する額。上限1,500万円 【センターの新築または増改築、それに伴う付帯設備】
5	◎大木町補助金 補助額：補助対象経費の3/5または1,000万円のいずれか低い額 【300万円以上の新築または改修工事、それに伴う付帯設備、机・椅子】

※宝くじ補助金申請の実施主体は、各地区となります。

2. 予定事業費

番号	事業費総額 (A)	自主財源等充当額 (B)	補助申請額 (A－B)
	円	円	, 000円
	円	円	, 000円

受付印を押印後、コピーを返却します。

3. 事業概要

【(3) 新築・大規模改修工事を要望される場合のみ】

○施設名：

○建物の構造：

○建物の築年数： 年

○建築予定時期：令和 7年 月 日開始 ～ 令和 年 月 日完了

○建築予定場所：大木町大字 番地

(土地の所有者：)

4. 添付書類

【(1) 備品購入、(2) 小規模改修工事を要望される場合】

☐ 見積書

☐ 備品または設備のカタログ（カラーコピー可）

【(3) 新築・大規模改修工事を要望される場合】

☐ 地区総会などの建設同意のわかる議事録

☐ 資金計画書（自主財源の計画がわかる書類、任意可）

☐ 地権者の同意書

○今後、補助金の交付が決定した場合、申請書に添付していただくことになる書類

(1) 備品購入

【宝くじ補助金】

①自治区・行政区または公民館規約 ②令和6年度事業計画書・予算書

【大木町補助金】

①申請書 ②事業実施収支予算書（様式あり）

(2) 小規模改修工事

①申請書 ②予定箇所現況写真 ③事業実施収支予算書（様式あり）

(3) 新築・大規模改修工事

【宝くじ補助金】

①自治区・行政区または公民館規約 ②令和6年度事業計画書・予算書

③見積書 ④建物工事に関する図面、備品のカタログ（カラーコピー可）

【大木町補助金】

①申請書 ②予定箇所現況写真 ③事業実施収支予算書（様式あり）

④見積書 ⑤建物工事に関する図面、備品のカタログ（カラーコピー可）

⑥公図 ⑦土地登記簿謄本 ⑧土地の賃貸契約書等

※その他、必要に応じて追加の書類をお願いすることがあります。